

～国際研究～

日韓の法整備支援協調に向けて (日韓法整備支援協力検討ミニシンポ)

国際協力部教官
上 坂 和 央

1 はじめに

法務総合研究所では、2011年3月7日（月）、国際協力部（大阪中之島合同庁舎）において、日韓両国の法整備支援に関する専門家・研究者の方々を迎えて日韓法整備支援協力検討ミニシンポを実施した。実施結果につき、関係者の参考とすべく紹介する。

2 ミニシンポ実施の背景

法整備支援において、他ドナーとの支援の協調は重要なテーマであり、2010年1月、法務総合研究所では、「ドナー間協調」をテーマの一つとして、第11回法整備支援連絡会を開催した。日本と韓国とは、かねてより日韓パートナーシップ研修を実施して民事分野での意見交換をするなど緊密な関係を築いてきたが、韓国は、近時、支援国に名を連ね、韓国法制研究院を中心としてアジア各国の法令情報の収集分析等を行うとともに法整備支援の分野でも積極的な支援に乗り出している。そこで、法整備支援連絡会に韓国法制研究院長金基均（キム・キピョ）氏を招き、その活動につき特別講演の機会を設けた。その際、金院長から、日韓両国が法整備支援の分野で更なる交流を進めるべきであるとの提案がなされた。これを期に、日韓の支援協力の可能性を探る機会を持つべく、両国の法整備支援分野の専門家・研究者が情報及び意見を交換するため、今回のミニシンポを開催したものである。

3 ミニシンポの参加者¹

日本側からは、法務総合研究所国際協力部のほか、法整備支援の分野における専門家及び研究者9名が参加し、韓国側からは、韓国法制研究院²の監査室長である崔桓容（チェ・ファンヨン）氏、同研究院グローバル法制研究センターの副研究委員である鄭明雲（ジョン・ミョンウン）氏及び李濬瑞（イ・ジュンソ）氏の3名が参加した。

4 実施概要

(1) 発表「セクターワイドアプローチの下における日韓協力の可能性について」

（法務総合研究所国際協力部教官森永太郎）

過去の経験に照らして、単独ドナーによる支援には限界があり、同一の支援分野（セクター）において複数ドナーの存在及び相互間の協力が必要であるとの問題意識を前提に、支援手法の一つであるセクターワイドアプローチの下における日韓協力の可能性についての試論が発表された。

発表では、まず「セクターワイドアプローチ」の内容が整理され「個別の問題への対処に集中するのではなく、支援分野（セクター）全体を広い視点から分析しなおし、セクター全体を網羅する統一的・

¹ プログラム及び参加者の詳細は、文末のプログラム及び出席者一覧表のとおりである。

² 韓国法制研究院は、韓国の法制研究院法に基づき設置された政府出資の研究機関であり、国家の立法政策の樹立の支援、法令情報の迅速、正確な普及、法律文化の向上に寄与することを目的としている。詳細は、同研究院のウェブサイト (<http://www.klri.re.kr/>) を参照されたい。

体系的な支援を実施する手法のこと」とされた³。その上で、法整備支援分野に「セクターワイドアプローチ」の手法が採用されるために解決すべき論点として、「何をもってセクターとすべきか」「そもそも法・司法はセクターたり得るか」「セクターワイドアプローチに技術支援をどのように位置づけるか」が指摘された。続けて、複数ドナーの調整形態を、①被支援国政府が利害関係人（ステークホルダー）の分析・支援戦略・役割分担を主導する「トップダウン」と、②支援現場が主導して隣接ドナー等を巻き込みセクター規模の支援に広げる「ボトムアップ」に分類した上、①の「トップダウン」方式は、被支援国に相当の体力が必要であることや調整に長時間を要することが予想されることなどから、現時点の対応では、②の「ボトムアップ」方式を基調としつつも、現場プロジェクトの設計自体において、隣接ドナー等と密接に連絡を取り合い、共同した活動を行うことを可能とすべきではないかと提言された。

日韓協力のあり方についても、2国のみでセクター全体をカバーすることは困難であるもののドナー間協調の第一歩として日韓で協力を検討すべきとされた。法制度に多くの類似点を持ちつつそれが法制度を進化発展させている日韓が支援協力することが、例えば、現にベトナム検察院で日韓の制度を比較しつつ取り入れようとしているように、被支援国にとっての選択の幅を広げることが期待され、基本的には相乗効果も得られるのではないかとの試論が展開された。このような視点からも、今後、日韓の比較検討が重要であり、実務的には、機関同士の交流継続・強化、法整備支援目的での日韓法制比較研究、日韓パートナーシップ研修の成果の利用方法の検討、近く支援現場で一緒になる可能性が高いインドネシア等で「ボトムアップ」での連携をすべきではないかとの提言がなされた。

³ 「セクターワイドアプローチ」の用語の用いられ方が必ずしも一義的でないことに基づく。発表では、OECD用語集の定義やWHOのWorld Health Report 2000における定義が紹介された。

(2) 講演「韓国から見た日本の法整備支援」

(韓国法制研究院監査室長崔桓容)



講演される崔先生

日本の法整備支援について、次の趣旨の分析がなされた。

- ・ 要請主義に徹した消極的支援体制であり、グローバル化する世界の中で弱者にある開発途上国に対して、より積極的に支援する必要がある。
- ・ 支援の対象がほぼ基本法に限られており狭く、法整備支援の射程範囲を経済発展や環境問題といったグローバルな問題に広げる必要がある。
- ・ これまでの法整備支援の実績について国内での情報共有が不足しているし、また、国外に対する日本の法情報の発信体制が不足しているといった面において、情報発信についての体制づくりが不足している。例えば、被支援国関係者が容易に日本の法情報にアクセスできるような環境を構築することが必要である。
- ・ 予算の執行や運用面の硬直化により、支援現場における協調の障害となる可能性がある。
- ・ 法整備支援に参加する専門家に対するインセンティブが不足しており、人材育成の障害となる可能性がある。

各提言を前提に、日韓が今後、より緊密に協力するためには、学術的なネットワーク作りなどを含め、法整備支援の射程範囲に関する考え方を変える必要がある旨の提言がなされた。

(3) 講演「韓国法制研究院法整備支援事業」

(同研究院グローバル法制研究センター

副研究委員鄭明雲)



韓国法制研究院の法整備支援⁴の現状について、次の報告がされた。

- ・ 韓国法制研究院は、他の 12 機関⁵とともに法整備支援に関わっており、法令整備に関する「立法支援等」(ベトナム、カンボジアに対する IT 分野での政策立案及び電波法起草支援や、韓国法の発展過程を紹介する教材作成等を実施)、人材養成に関する「地域法制専門家養成」(ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、モンゴル、インドネシアから研究員を招き研修等を実施)、その他「国内外関連機関とのネットワーク構築」(ALIN⁶の構築)の 3 分野を担当している。
- ・ 2008 年から活動を開始し、主として研修とネットワーク構築に集中してきた。韓国に対するニーズは、IT 分野、韓国の急速な経済発展とそれに伴う法整備にあると考えている。
- ・ 2010 年から、国内の「低炭素・緑化運動 (Green Growth)」政策⁷を受けて環境問題を法整備支援の方向性とした「グローバル法制支援」を打ち出し、翌 2011 年には、「グローバル法制支援」事業の本格化を目指した。具体的には、要請のあった被

支援国の担当者とともに、環境問題に関し、広く環境、農業、都市計画、建築基準やインフラ整備、エネルギー政策などパッケージ化した包括的な試案を作成するという形式での法整備の支援を目指すものである。法制研究院が、「低炭素・緑化運動」政策に関する法律につき、すべてを一括して担当しており、また、近時、環境問題に対応する機関として設立された GGGI⁸とも強い協力関係にあるという強みを活かすものである。

- ・ 韓国では、「低炭素・緑化運動」政策後、法整備支援に向けた考え方方が変わり、政府を含めて前向きになっており、大きな転換期にある。

報告では、韓国が法整備支援に対して政府をあげて極めて積極的に取り組もうとしている姿勢が随所に見受けられた。

(4) 講演「Cooperation Between Korea and Japan for the Support of Advanced Legislative System」

(同研究院グローバル法制研究センター
副研究委員李濬瑞)



次の報告や提言等がなされた。

- ・ 韓国では、ODA 予算を、現在 0.1% (GNI 比) であるが、2015 年までに 0.25% (同) に拡大する計画である。
- ・ 韓国は、法整備支援に参入して間がないが、韓国の強みとして、法制研究院に ALIN があり、多

⁴ 法整備支援について、韓国法制研究院では「法制交流支援事業」という用語を用いている。

⁵ 大法院(最高裁判所)、憲法裁判所、法務部国際法務課、KOICA、公正取引委員会、韓国証券取引所、情報通信政策研究所等である。

⁶ ALIN (Asian Legal Information Network) の詳細については、ウェブサイト (<http://www.e-alin.org/main.do>) を参照されたい。

⁷ 2008年8月、韓国李明博大統領が宣言した政策。同政策については、後述のGGGIのウェブサイトにも詳しい。

⁸ 「Global Green Growth Institute」の略。韓国政府出資で設立されたシンクタンク機関であり、韓国では、グリーングロース政策に注力して取り組んでおり、法整備支援とも強い関連性を持たせようとしている。GGGIの詳細については、ウェブサイト (http://www.gggi.org/About/About_01.php) を参照されたい。

数の国・機関が、平等な立場で相互に法制度の情報交換することができる。

- 今後の法整備支援は、支援国・被支援国、先進国・途上国という枠組みを超えて協力する必要があり、そのためには相互交流が最も重要である。
- 長期戦略を通じて、多国間協力機関を構成し、支援を人権、環境、国際平和、社会保障、社会福祉、行政組織に拡大すべきであり、一方的な援助から脱却するためには共通の関心事を持つことが大事であると思う^{9,10}。

(5) 講演「法整備支援と人材育成－キャンパスアジアと日韓協力－」

(名古屋大学法学部長、名古屋大学大学院
法学研究科長教授鮎京正訓)



講演では、どのようにして「質の保証された」人材を、国際的に連携して育成するかとの問題意識を前提に次の提言等がなされた。

- 支援国間で国際対話をを行うことが重要。人材育成を国際連携で行うために一步を踏み出す必要がある。
- キャンパスアジア¹¹構想により、大学間連携を

し、質の保証された人材の育成を目指すべきである。既に日中韓の連携は行われ、2010年11月には第1回の協議会を開いている。日中韓の共同学位、そこに行かないまでも単位の互換性を作り上げるといった動きを通じて質が保証された人材の育成に結びつく。日韓の法曹資格の獲得方法も議論に値すると思われる。

- 日本では、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)が設立済みであるが、中国农业大学及びソウル大学法科大学院でも同様の構想を持っており、法整備支援、アジア法研究を軸として、日中韓の大学レベルでの連携が形成されようとしている。
- キャンパスアジアを軸として、国際連携を発展させることで新しい型の法曹を育成できるのではないか。

(6) 全体討論

全体討論では、次のような議論・情報交換がなされた。

- ALINの現状・詳細¹²につき、法情報の交換を目的として構築されている。現在、13か国の研究所や機関が参加しており、会員となることで、相互の国の法情報をALINのインターネット経由で入手が可能である。日本からは名古屋大学が参加¹³している。他方で、参加機関によってはIT技術が必ずしも高くないことが情報収集・整理上の問題となっている。
- 韓国法制研究院のスタッフにつき、職員は博士。

⁹ 前述の「低炭素・緑化運動」政策やGGGI設立と軌を一にするものと解される。

¹⁰ 李氏の講演の最後には、韓国法制研究院の金院長の発言として「日韓が協力する体制は整いつつある。早ければ今年下半期、遅くとも来年上半期には、共同して協力する具体的方策について議論しましょう。」との伝言が伝えられた。

¹¹ 鳩山内閣時代に提唱された東アジア共同体形成のための大学間連携構想であり、2010年5月に開催された第3回日中韓サミットにおいて、各国首脳により、早期実現を目指すことが確認されている。

¹² 全体討論における日本側研究者のALINに対する興味は非常に強く、日本側の情報の整理・発信に対するニーズは高いものと思われた。他方、韓国側も、法整備支援に関する情報収集について日本に一日の長があることを認識しており、日韓の協調をきっかけとして、ALINによる情報収集・整理・発信について、連携を強めることも考えられるようと思われる。

¹³ 鮎京先生から、「ALINは潜在能力が高いにもかかわらず、日本からは名古屋大学のみが参加しているのはいかにも残念であり、もっと多くの大学等が参加を検討すべきである。」旨の提言があった。

任期はなく、特に法整備支援については「低炭素・緑化運動」政策に関するものは全てグローバル法制センターで対応している。同センターは30名のスタッフがいるが、アジアの地域についての研究者はいない。大学教授らとチームを作り、必要な知識を得ており、法曹資格者の参加はない。

- ・ 韓国の法令情報の発信状況につき、韓国法制研究院において、韓国の法令を英訳する作業をしており、現在1700余りの法令について英訳を終え、年4回、最新情報にアップデートしている¹⁴。
- ・ セクターワイドアプローチにつき、森永教官の発表における「そもそも法・司法はセクターたり得るか」という問題提起に対し、松尾先生から、「法・司法制度には、それが経済発展に資するか否かは置いておいても、それ自体がなければならないというミニマムなものがある。そのようなシステムはどこまでも必要で、それ自体が重要なのではないかと思われる。」との積極的な意見が述べられた。

5 おわりに

今回の議論は多岐にわたった。議論の中で、法整備支援に関する彼我の考え方の違いも相当程度垣間見られたように思われる。日韓が協調して支援に当たるには、密接に連絡を取り合った上、具体的な協調の道を模索していくことが必要であろう。

¹⁴ 韓国の法令外国語訳体制について、日本の法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議第6回会議（2005年11月実施）でも取り上げられている（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/kentou/dai6/6siryou2_1.pdf）。

「日韓法整備支援協力検討ミニシンポ」プログラム

- 1 日時：平成23年3月7日（月）
午前10時～午後零時・午後2時～午後5時30分
- 2 場所：法務総合研究所国際協力部4階教室（大阪中之島合同庁舎4階）
- 3 開催趣旨：日韓の法整備支援協力の可能性に関する意見交換
- 4 テーマ：「日韓の法整備支援協力の可能性」
- 5 プログラム概要：
10:00～10:10 主催者側説明
法務総合研究所国際協力部教官 上坂 和央
- 10:10～11:00 発表
「セクターワイドアプローチの下における日韓協力の可能性について」
法務総合研究所国際協力部教官 森永 太郎
- 11:20～12:10 14:00～14:50 講演
「韓国から見た日本の法整備支援」
韓国法制研究院監査室長 崔 桓容
「韓国法制研究院法整備支援事業」
韓国法制研究院グローバル法制研究センター副研究委員 鄭 明雲
「Cooperation Between Korea and Japan for the Support of Advanced Legislative System」
韓国法制研究院グローバル法制研究センター副研究委員 李 璞瑞
- 15:10～16:00 講演
「法整備支援と人材育成—キャンパスアジアと日韓協力—」
名古屋大学法学部長、名古屋大学大学院法学研究科長 鮎京 正訓
- 16:20～17:30 全体討論

以上

日韓法整備支援協力検討ミニシンポ出席者一覧表

所属等	氏名
韓国法制研究院監査室長	崔 桓容 チュ ファンヨン
韓国法制研究院グローバル法制研究センター副研究委員	鄭 明雲 ジョン ミョンウン
韓国法制研究院グローバル法制研究センター副研究委員	李 濬瑞 イ ジュンソ
名古屋大学法学部長・名古屋大学大学院法学研究科長	鮎京 正訓 鮎京 正訓
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長	市橋 克哉 市橋 克哉
名古屋大学大学院法学研究科准教授	姜 東局 カン ドングッグ
名古屋大学大学院法学研究科特任講師	中村 真咲 中村 真咲
慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘 松尾 弘
神戸大学大学院国際協力研究科教授	金子 由芳 金子 由芳
同志社大学法学部・法学研究科教授	川嶋 四郎 川嶋 四郎
神戸大学名誉教授・大阪女学院大学教授	香川 孝三 香川 孝三
弁護士法オルビス 弁護士	梁 桂亨 ャン ケヒョン
法務総合研究所国際協力部教官	森永 太郎 森永 太郎
同上	松原 祯夫 松原 祯夫
同上	江藤 美紀音 江藤 美紀音
同上	上坂 和央 上坂 和央
同上	伊藤 浩之 伊藤 浩之
同上	松川 充康 松川 充康
同上	國井 弘樹 國井 弘樹
同上	朝山 直木 朝山 直木
法務総合研究所統括国際協力専門官	田中 充 田中 充
法務総合研究所国際協力部専門官(主任)	江口 佐枝子 江口 佐枝子
同上	守安 裕 守安 裕
同上	和多田 愛 和多田 愛